

2022年4月より、事業計画策定ガイドライン(太陽光)に、
火災保険や地震保険、第三者賠償保険等への
加入努力義務化が明記されました。

保険加入「努力義務化」に備えませんか？

太陽光発電設備 廃棄費用&賠償責任保険 ～努力義務化対応～のご案内

施設賠償責任(基本補償)+廃棄費用・サイバーリスク(オプション)

1 「保険加入努力義務」
への備え!

2 ネットから
簡単加入!

3 加入しやすい
保険料!

保 険 期 間

2026年12月1日16時～2027年12月1日16時(1年間)

募 集 期 間

2026年9月1日～2026年11月20日

保険料払込方法

2026年9月30日 までに申込手続きをした場合：

口座振替となりますので、口座振替依頼書をご提出ください。

2026年10月1日～2026年11月20日 までに申込手続きをした場合：

指定口座へのお振込みが必要となります。

中 途 加 入

随時受付可能です。

毎月20日(*)までに申込手続きを完了いただいた場合、

保険期間は翌月1日16時～2027年12月1日16時までとなります。

(*)システムメンテナンスや土日祝等により、申込手続き締切日は毎月異なりますので、ご注意ください。

加 入 対 象 者

FITまたはFIP認定事業者様

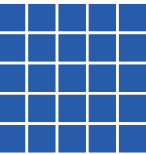
対象となる設備

設備容量が10kW以上2,000kW以下の陸上に設置された事業用太陽光発電設備

※現在ご加入の方につきましては、募集期間終了までにご加入者の方からの特段のお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の補償内容・保険料等にて、保険会社に保険契約を申し込みます。加入内容に変更なく更新される方は、自動更新となりますのでご加入手続きは不要です。

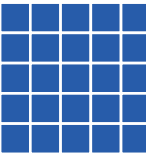
※制度全体の加入制限額(廃棄費用:地震以外250億円、地震50億円)に達した場合、募集を終了させていただきます。

一般社団法人太陽光発電協会(JPEA)



目次

■なぜ、太陽光発電事業に保険が必要なの？	1
■施設賠償責任(基本補償)	2
■廃棄費用(オプション)	4
■サイバーリスク(オプション)	6
■よくあるご質問	9
■Webでのお申込み方法	10
■年間保険料・中途加入保険料	14
■ご加入にあたっての注意点	18



なぜ、太陽光発電事業に保険が必要なの？

資源エネルギー庁の事業計画策定ガイドライン
(太陽光発電)に火災保険・地震保険、第三者賠償保険等への
加入努力義務が明示されました。

今後、「遵守義務化」が検討される可能性があります。

本保険制度の特徴

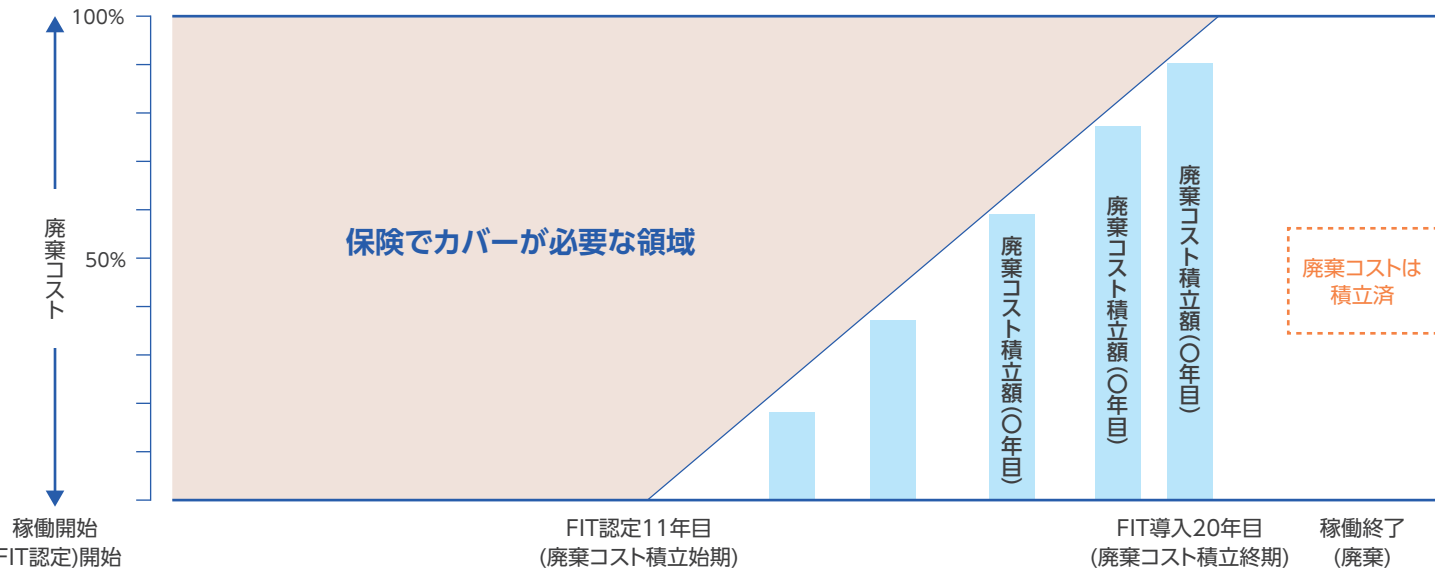
- 1

「保険加入努力義務」への備え!
「廃棄費用」「賠償責任」の必要な補償に加入いただけます。
- 2

加入しやすい保険料でネットで簡単加入!
「廃棄費用」と「賠償責任」50Kwで約1.7万円。 ※物件の所在地が東京都の場合
- 3

「廃棄費用」では、地震リスクも補償!
火災保険では補償対象外である地震のリスクにも安心。

FIT認定期間の11年目より、廃棄費用の積立が順次開始されます。メーカーや販売元の保証期間は一般的には、5～10年と言われていますが、11年目以降への備えとしてご検討ください。



2026年12月更新契約の主な改定点<免責事由の改定(施設賠償責任保険)>

施設賠償責任保険および請負業者賠償責任保険において、従来補償対象外としていた「建物外部から内部への雨・雪等の浸入・吹込み」による損害を補償対象とします。

施設賠償責任保険(初期対応費用担保特約条項、事業継続対応費用担保特約条項等)

特 徴

1 地域共生の観点で必要な万一の賠償資力を確保!

2 賠償責任の有無がはっきりしない場合でも、見舞金等の各種初期対応費用を補償!

必要性

2022年4月より、資源エネルギー庁の事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)に第三者賠償保険等への加入努力義務が明示されました。



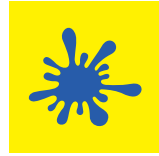
発電設備の異常や敷地外への土砂流出等、太陽光発電事業に関する万一の賠償補償が必要になります。

保険金をお支払いする具体的な例



風災

- 大型台風により太陽光パネルが飛散し、他人の住宅等を破損させた。不可抗力であり、損害賠償責任は発生しないが(※)、見舞金を支払う必要がある。**【風災見舞費用】**
※既に賠償債務の弁済として風災見舞費用を支出している場合、**【基本補償】**で対応。



土砂崩れ

- 敷地の管理上の不備等により土砂崩れが発生し、近隣の道をふさいだり、建物等への被害が発生してしまい、損害賠償責任が発生【基本補償】。
- 再発防止対策を求められ、コンサル会社に依頼。【事業継続対応費用】



管理上の過失

- 所有者による敷地内の草刈り中、敷地内の石が飛んで通行人がケガをしたり他人の所有物を破損させたことにより損害賠償請求を受けた。【基本補償】

支払限度額(すべて免責金額0円)

施設賠償責任	1億円(1名/1事故)
初期対応費用	1,000万円(1事故)
	うち身体障害見舞費用(1名):10万円 うち風災見舞費用(1名または1被害世帯もしくは1被害法人):10万円※1事故につき20万円
事業継続対応費用	1,000万円(1事故・保険期間中)(うち再発防止コンサルティング等費用は1事故につき500万円) ※再発防止コンサルティング等費用は縮小支払割合90%となります。

保険金をお支払いする場合

施設賠償責任

記名被保険者が所有・使用・管理する太陽光発電設備に起因した対人・対物事故において、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害及び被保険者が支出した費用等を補償します。

初期対応費用

※結果として被保険者(事業者)に損害賠償責任が発生しない場合も対象となります。

対人、対物事故が発生した際に、被保険者が負担する社会通念上妥当な初期対応費用を補償します。

【風災見舞費用】風災により他人の建物または屋外設備装置に損壊が発生した場合の被害者への見舞費用を補償します。

事業継続対応費用

施設賠償責任および初期対応費用で補償対象となる事故について、事故に対応するために直接必要な事業継続対応費用を補償します(事故の発生の日からその日を含めて180日以内に記名被保険者が負担する社会通念上妥当と認められる費用に限ります。)

※被保険者の範囲①加入者(記名被保険者)②加入者の使用人③加入者が法人である場合、その理事、取締役その他法人の業務を執行する機関④加入者が法人以外の団体である場合、その構成員⑤加入者が自然人である場合、その同居の親族

お支払いの対象となる保険金の種類

事業継続対応費用 初期対応費用 基本補償 事故発生	① 事故の初動対応 ② 緊急措置費用 ③ 損害防止軽減費用 ④ 緊急措置費用 ⑤ 法律上の損害賠償金 ⑥ 再発防止コンサルティング等費用 ⑦ 信賴回復広告費用	② 事態への対処・訴訟対応 ③ 争訟費用 ④ 協力費用 ⑤ 法律上の損害賠償金 ⑥ 再発防止コンサルティング等費用 ⑦ 信賴回復広告費用	③ 事態収束 ⑤ 法律上の損害賠償金 ⑥ 再発防止コンサルティング等費用 ⑦ 信賴回復広告費用
	① 損害防止軽減費用 事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために引受保険会社の同意を得て支出した費用 ② 緊急措置費用 事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に損害賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用	③ 争訟費用 損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用（訴訟に限らず、調停・示談なども含みます。） ④ 協力費用 引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用	⑤ 法律上の損害賠償金 法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金
	基本補償①～④の費用は、原則としてその全額が保険金のお支払対象となります（支払限度額は適用されません。） お支払いする保険金 = ① 損害防止軽減費用 + ② 緊急措置費用 + ③ 争訟費用 + ④ 協力費用	例 ⑤ 法律上の損害賠償金 > 支払限度額 となる場合は、③ 争訟費用は、右記の式に従ってお支払します。 お支払いする保険金 = ③ 争訟費用 × $\frac{\text{支払限度額}}{\text{⑤ 法律上の損害賠償金}}$	⑤ 法律上の損害賠償金は、その額から免責金額を差し引いた額に対して保険金をお支払します。ただし、ご契約された支払限度額が、限度となります。 お支払いする保険金 = ⑤ 法律上の損害賠償金 - 免責金額
	- 事故現場の保存費用・事故原因の調査費用 - 新聞等へのお詫び広告の掲載費用 - 対人事故の被害者への見舞費用 等		
	a. 危機管理対応費用 - 事故についての会見等を行う費用 - 対策本部設置費用 - SNS等への投稿の削除費用 - 評判への影響を最小化するためのコンサルティング費用	b. 再発防止コンサルティング等費用 - 再発防止に関するコンサルティング費用 - 再発防止マニュアル策定費用 - 従業員の教育費用	c. 信賴回復広告費用 - 営業再開を知らせる広告費用 - 信賴回復のための広告費用 - 信賴回復のための広告宣伝対策のコンサルティング費用 等

保険金をお支払いしない主な場合

次の損害または次の事由により生じた損害等については、保険金をお支払いできません。保険金をお支払いできない場合の詳細については、約款の「保険金を支払わない場合」等の項目をご参照ください。

- ① 次の賠償責任
 - a. 記名被保険者が所有・使用・管理する財物の損壊について、正当な権利（所有権等）を有する者に対して負担する賠償責任
 - b. 記名被保険者以外の被保険者が所有・使用・管理する財物（aに規定する財物を除きます。）の損壊について、正当な権利（所有権等）を有する者に対してそれらの被保険者が負担する賠償責任
- ② 施設の新築・修理・改造・取壊し等の工事
- ③ 自動車・原動機付自転車・航空機、施設外における船・車両（自転車等）、原動力がもたらし人力によるものを除きます。）または動物の所有・使用・管理
- ④ 販売した商品・飲食物等を原因とする食中毒その他の事故
- ⑤ 仕事の終了・引渡し・放棄の後にその仕事の結果に起因して発生した事故
- ⑥ 石綿（アスベスト）・河泥の代替物質（これらを含む製品を含みます。）の発がん性その他の有害な特性
- ⑦ 汚染物質の排出・流出・いっ注・漏出・放出（たばこ、突発的な事象を原因として不測かつ急激に発生したもので、所定の期間内には発見され、引受保険会社に通知されたものはお支払いの対象となります。）または廃棄物の不法投棄・不適正な処理

- ⑧排水・排気(煙を含みます。)に起因する賠償責任
⑨医療行為等、法令により資格者以外の者が行うことを禁じられている行為
⑩核燃料物質・核原料物質・放射性元素・放射性同位元素等による有害な特性またはその作用(放射能汚染、放射線障害を含みます。ただし、医学・産業用の放射性同位元素の使用・貯蔵・運搬による損害であり、法令違反がなかった場合は、お支払いの対象となります。)
- ⑪ご契約者・被保険者の故意
⑫戦争・変乱・暴動・騒じょう・労働争議
⑬地震・噴火・洪水・津波・高潮(※)
⑭他人との特別の約定によって加重された賠償責任
⑮被保険者と同居する親族に対する賠償責任
⑯被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任
⑰サイバー攻撃に起因する損害または損失
- 第

* 地震・噴火・洪水・津波・高潮以外の自然災害(台風等)については、こちらの「保険金をお支払いしない主な場合」には該当しませんが、そもそも自然災害に起因する事故によって他人に損害を与えた場合、災害の程度やその予見可能性等によっては「不可抗力」として法律上の損害賠償責任が発生しない可能性があります。この場合は、保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。

廃棄費用(オプション)
動産総合保険(太陽光発電システム廃棄費用補償特約、太陽光発電システム廃棄費用補償特約(地震)等)

廃棄費用(オプション)
 動産総合保険(太陽光発電システム廃棄費用補償特約、太陽光発電システム廃棄費用補償特約(地震)等)

特 徴

1 発電事業の廃止または規模の縮小を目的に太陽光発電システムを撤去する費用を補償!

2 地震または噴火による損害を補償!

必要性

2020年4月より資源エネルギー庁の事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)に火災保険・地震保険等への加入努力義務が明示されました。

今後、「遵守義務化」が検討される可能性があります。

2022年7月より廃棄費用の外部積立が開始されましたが、外部積立前～積立中は、廃棄費用を十分に賄えない可能性があります。



外部積立前～積立中に自然災害等により発電事業の縮小・撤廃を余儀なくされた場合の発電システムの撤去・処分費用が必要になります。

保険金をお支払する具体的な例



台風暴風雨

- 台風暴風雨**

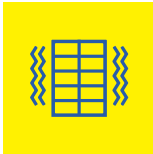
 - 強風により太陽光パネルが飛ばされた。
 - 隣家の瓦や敷地内外の砂利が太陽光パネルに直撃し、破損した。



 洪水

- 洪水**

●ゲリラ豪雨により河川などから泥やゴミが流れ込み、太陽光パネルや接続箱、パワコンが冠水し破損した。



地震

- 地震**

 - 揺れにより太陽光パネルが落下し破損、パワコンに故障が生じた。
 - 太陽光パネルの架台や柵が倒壊、破損した（パネルの損害が前提）。

損壊した部分を
廃棄し、
発電事業の
規模を縮小

破損した部分も
含めてすべて
廃棄し、
発電事業を廃止

支払限度額(すべて免責金額0円)

廃棄費用	地震以外	設備容量1kWあたり 1 万円(1事故・保険期間中) (設備単位の最大支払限度額1,000万円)
	地震または噴火	設備容量1kWあたり 2 千円(1事故・保険期間中) (設備単位の最大支払限度額200万円)

保険金のお支払い対象となる事故

保険期間中に以下のいずれかに掲げる不測かつ突発的な事故によって、太陽光発電モジュールに損害が発生したことにより、発電規模の縮小または発電事業の廃止を目的として、太陽光発電システムの一部または全部を撤去するために被保険者が負担する必要かつ有益な廃棄費用を補償します。

							
火災	落雷	破裂 または 爆発	台風、旋風、 暴風、暴風雨等の 風災	雹(ひょう)災 または 雪災(*1)	台風、暴風雨、 豪雨等による洪水、 融雪洪水、高潮、 土砂崩れ(*2)、 落石等の水災	車両または その積載物の 衝突もしくは 接触等	地震 または 噴火(*3)

(※1)降雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除く。

(*2)崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除く。

(※3) 地震または噴火による火災、破裂、爆発、津波、洪水その他の水災、もしくは地震または噴火によって生じた損壊、埋没、流出。

用語解説

太陽光発電システム	太陽光発電モジュール、パワーコンディショナー、接続箱、蓄電池、架台、表示器、フェンスまたはこれらに類するものをいい、これらのものの付属品または付属配線を含みます。
廃棄費用	取りこわし費用、取片づけ清掃費用、搬出費用および廃棄処分を行う費用

保険金のお支払方法

- 被保険者が負担する廃棄費用に対して、廃棄費用保険金を支払います。
- 太陽光発電システムに対して引受保険会社が支払う廃棄費用保険金の額は、加入者証記載の太陽光発電システムの設備IDごとに、保険期間を通算して、太陽光発電システムの設備容量(kW)に1万円(地震の場合は2,000円)を乗じた額を限度とします。ただし、いかなる場合も1,000万円(地震の場合は200万円)を限度とします。
- 引受保険会社が支払う廃棄費用保険金の額は、保険期間を通算して、250億円(地震の場合は50億円)を限度とします。
- 損害の拡大防止義務および損害拡大防止費用は対象外となります。
- 保険期間中に生じた事故による損害に対して、引受保険会社が支払う保険金の額が通算して上記に規定する支払限度額に達した場合は、それらの保険金支払の原因となった損害のうち最も遅い損害の発生した時に保険契約は終了します。(対象となる太陽光発電システムの設備IDごとに適用します。)

保険金をお支払いしない主な場合

次のような損害については、保険金をお支払いできません。保険金をお支払いできない場合の詳細は、保険約款の「保険金を支払わない場合」等の項目をご参照ください。

- 保険の対象が日本国外にある間に生じた損害
- 置き忘れ、紛失、万引きによって生じた損害
- 電氣的または機械的事故によって生じた損害
(火災または破裂・爆発が発生した場合や不測かつ突発的な外来の事故の結果として発生した場合を除きます。)
- 使用人等の不正行為によって生じた損害
- 真空管、ブラウン管、電球等の管球類のみに生じた損害
- ご契約者、被保険者(補償を受けられる方)、保険金受取人またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- 戦争、外国の武力行使、革命、政權奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事象または暴動によって生じた損害
- 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害
(消防または避難に必要な処置によって生じた損害を除きます。)
- 保険の対象(ご契約の対象となる動産)のかしによって生じた損害
- 詐欺または横領によって生じた損害
- 保険の対象(ご契約の対象となる動産)に加工を施した場合、加工着手後に生じた損害
(修理、清掃等の作業を除きます。)
- 保険の対象(ご契約の対象となる動産)の修理、清掃、解体、据付、組立、点検、検査、試験または調整等(修理・清掃等)の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
(火災または破裂・爆発が発生した場合を除きます。)
- 汚れ、すり傷、かき傷、塗料のはがれ等単なる外観の損傷であって保険の対象

(ご契約の対象となる動産)の機能に支障をきたさない損害(これらの損害が他の損害と同時に発生した場合を除きます。)

- 冷凍・冷蔵装置の破壊、変調または機能停止によって起こった温度変化のために冷凍・冷蔵物に生じた損害
(火災、破裂・爆発、冷凍・冷蔵車の不測かつ突発的な事故により冷凍・冷蔵装置に物理的損傷が生じ、24時間以上の冷凍・冷蔵装置の機能停止があった場合を除きます。)
- 被保険者(補償を受けられる方)と世帯を同じくする親族の故意によって生じた損害
- 核燃料物質(使用済燃料を含みます。)やこれによって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故によって生じた損害
- 保険の対象(ご契約の対象となる動産)の自然の消耗もしくは劣化、ボイラースケール、保険の対象の性質による蒸れ、腐敗、変色、変質、さび、かび、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、はがれ、肌落ち、発酵または自然発熱、その他類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等によってその部分に生じた損害
- ソフトウェアまたはプログラム等の無体物に生じた損害
- 保険の対象の製造者または販売者が被保険者に対し法律上または契約上責任を負うべき損害
- 事故が発生した時において、既に稼働していない部分に生じた損害(保険の対象(ご契約の対象となる動産)の他の部分と同時に損害を受けた場合を除きます。)
- 保険の対象が設置されていた場所(土地、建物および設備・器具等を含みます。)を事故発生前または保険の対象の設置前の状態に復元するために要する費用
- リユース、リサイクルその他の方法により保険の対象を再利用するために生じる費用
- サイバー攻撃に起因する損害(サイバー攻撃により火災または破裂もしくは爆発が発生した場合は除きます。)

サイバーリスク保険(賠償責任保険普通保険約款、サイバーリスク特別約款)

特 徴

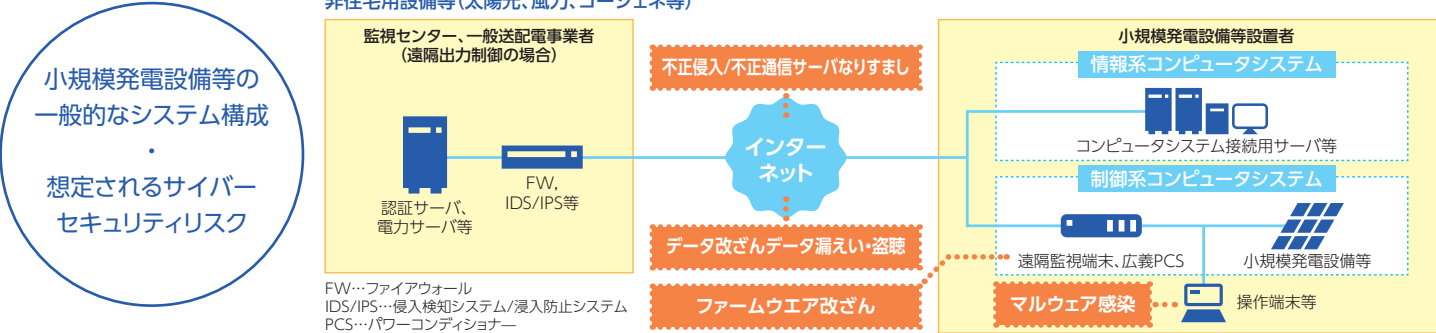
1 太陽光発電事業に起因するサイバーリスクを包括的に補償!

2 賠償責任では最大1億円、各種対応費用では最大500万円を補償!

必要性

今後の電源の分散化やオンライン制御の拡大を踏まえ、より高まっていくサイバーリスクへの補償が必要になります。

非住宅用設備等(十陽米 図ナ コーギー等)



保険金をお支払する具体的な例



サイバー攻撃①

- 遠隔監視システム等へのサイバー攻撃により、コンピュータシステムを通じて一般送配電事業者の事業が阻害され、損害賠償請求を受けた。【基本補償】
- 再発防止策として、事業者がコンサルティング会社に依頼し、外部機関による認証取得費用を負担した。【再発防止費用】



サイバー攻撃②

- サイバー攻撃により発電量等のデータが破壊されたため、事業者がデータの復旧費用を負担した。【コンピュータシステム復旧費用】

支払限度額(すべて免責金額0円)

損害賠償責任	1億円 (1請求・保険期間中)		
サイバーセキュリティ 事故対応費用	500万円 (1事故・1請求・保険期間中)	緊急対応費用	500万円
		サイバー攻撃対応費用	500万円
		コンピュータシステム復旧費用	500万円
		個人情報漏えい見舞い費用	1千円(1名)
		法人見舞費用	5万円(1法人)
		再発防止費用	500万円
		訴訟対応費用	500万円

※「損害賠償責任」「サイバーセキュリティ事故対応費用」を合算して1億円が限度となります。

保険金をお支払いする場合

損害賠償責任に関する補償

【サイバーリスク特別約款(賠償責任担保条項)】

太陽光発電事業の遂行に起因して、次の事由について、損害賠償請求が保険期間中になされた場合に被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被害の補償をします。

事故対応期間内に生じた下記記載の費用（その額および使途が社会通念上、妥当であるものに限ります。）を被保険者が負担することによって生じた損害を補償します。保険金をお支払いするのは、被保険者が「セレクト1」事故・風評被害事業を保険期間中に発見した場に限ります。下記記載のa-gについては、事故対応期間内に生じたものに限ります。

①ITユーザー行為に起因して発生した次のいずれかの事由(②および③を除きます。)

a.他人の事業の休止または阻害 賠償責任のa～cの事由や、記名被保険者が使用・管理するコンピュータシステムに対するサイバー攻撃(a～cの事由

b.磁氣的または光學的に記録された他人のデータまたはプログラムのを引き起こすおそれがないものについては、その事実が公表等の措置により客觀的に明らかになった場合に限りま

c.その他の不測の事由による他人の損失の発生

②情報の漏えいまたはそのおそれ
この保険契約において保険金支払の対象となる事由に起因して提起された被保険者に対する損害賠償請求訴訟につ

③人格権・著作権等の侵害(②を除きます。) いて、被保険者が訴訟対応費用(その額および使途が社会通念上、妥当であるものに限りま)を負担することによ

※被保険者の範囲①加入者(記名被保険者)②加入者の役員または使用人(加入者の業務に関する場合に限り)

セキュリティ事故に関する他人のインターネット上での投稿・書込みにより、記名被保険者の業務が妨害されることま

お支払いの対象となる保険金の種類と支払限度額等

(1) 損害賠償責任に関する補償

費用の種類	定 義	支払限度額
①法律上の損害賠償金	法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。	1請求・ 保険期間中 1億円
②争訟費用	損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等（訴訟に限らず調停・示談なども含みます。）	
③協力費用	引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用	

(2)サイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償

①サイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償(訴訟対応費用以外)
各費用について、損害額に縮小支払割合を乗じた金額を、下表「各費用固有の支払限度額」欄記載の金額を限度に保険金としてお支払いします。

※ すべてのサイバーセキュリティ事故対応費用に対する保険金を合算して、下表「費用全体の支払限度額」欄記載の支払限度額が限度となります。免責金額は適用しません。

※ この保険契約においてお支払いする保険金の額は、すべての保険金を合算して、損害賠償責任に関する補償の「支払限度額(保険期間中)」が限度となります。

費用の種類	定 義	縮小支払割合	支払限度額	
			各費用固有の支払限度額	費用全体の支払限度額
a. 緊急対応費用(*1)	サイバー攻撃のおそれの発生時に、損害の発生または拡大の防止のために支出した必要かつ有益な次の費用をいいます。ただし、サイバー攻撃が疑われる突発的な事象が発見されており、かつ、その事象に基づき対応したにもかかわらず、結果としてサイバー攻撃が生じていなかった場合にその対応に要した費用に限りします。 ア. コンピュータシステムの遮断対応を外部委託するための費用。ただし、b. サイバー攻撃対応費用に該当するものを除きます。 イ. サイバー攻撃の有無を判断するために外部機関へ調査を依頼する費用。ただし、b. サイバー攻撃対応費用に該当するものを除きます。 ウ. サイバー攻撃のおそれの原因もしくは被害範囲の調査または証拠保全にかかる費用 エ. サイバー攻撃のおそれに対応するために直接必要な次の費用 (ア) 弁護士報酬(保険契約者もしくは被保険者に雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対して定期的に支払う報酬を除きます。) (イ) コンサルティング費用。ただし、セキュリティ事故の再発防止に関するコンサルティング費用を除きます。	90%	1事故・ 保険期間中 500万円	
b. サイバー攻撃対応費用	セキュリティ事故に対応するための次の費用をいいます。ただし、サイバー攻撃のおそれに基づき対応したにもかかわらず、結果としてサイバー攻撃が生じていなかった場合は、そのサイバー攻撃のおそれが外部通報(*2)によって発見されていたときに支出する費用に限りします。 ア. コンピュータシステム遮断費用 サイバー攻撃またはそのおそれが発見されたことにより、コンピュータシステムの遮断対応を外部委託した場合に支出する費用 イ. サイバー攻撃の有無確認費用 サイバー攻撃のおそれが発見されたことにより、サイバー攻撃の有無を判断するために支出する費用。ただし、結果としてサイバー攻撃が生じていなかった場合は、外部機関へ調査を依頼する費用に限りします。			
c. 原因・被害範囲調査費用	セキュリティ事故の原因もしくは被害範囲の調査または証拠保全のために支出する費用をいいます。			
d. 相談費用	セキュリティ事故・風評被害事故に対応するために直接必要な次の費用をいいます。(*4) ア. 弁護士費用 弁護士報酬(個人情報の漏えいまたはそのおそれについて個人情報保護委員会またはその他の行政機関に報告することを目的とするものを含みます。)をいいます。ただし、次のものを除きます。 (ア) 保険契約者もしくは被保険者に雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対して定期的に支払う報酬(イ)刑事事件に関する委任にかかる費用 (ウ) f. その他事故対応費用 コ. 損害賠償請求費用」の費用 イ. コンサルティング費用 セキュリティ事故・風評被害事故発生時の対策または再発防止策に関するコンサルティング費用(個人情報の漏えいまたはそのおそれについて個人情報保護委員会またはその他の行政機関に報告することを目的とするものを含みます。) ウ. 風評被害拡大防止費用 風評被害事故の拡大を防止するための費用(アおよびイを除きます。)	100%	1事故・ 保険期間中 500万円 (*3)	1事故・ 保険期間中 500万円
e. コンピュータシステム復旧費用	次の費用をいいます。(*4)なお、セキュリティ事故を発生させた不正行為者に対して支払う金銭等を含みません。 ア. データ等復旧費用 セキュリティ事故により消失、破壊、改ざん等の損害を受けた、記名被保険者が使用または管理するデータ・ソフトウェア・プログラム・ウェブサイトの復元・修復・再製作または再取得にかかる費用 イ. コンピュータシステム損傷時対応費用 セキュリティ事故により記名被保険者が管理するコンピュータシステムの損傷(機能停止等の使用不能を含みます。以下同様とします。)が発生した場合に要した次の費用 (ア) コンピュータシステムのうち、サーバ・コンピュータおよび端末装置等の周辺機器(携帯電話等の携帯式通信機器・ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品を除きます。)ならびにこれらと同一の敷地内に所在する通信回線および配線にかかる修理費用または再稼働するための点検・調整費用もしくは試運転費用 (イ) 損傷したコンピュータシステムの代替として一時的に使用する代替物の賃借費用(敷金その他賃貸借契約終了時に返還されるべき一時金および復旧期間を超える期間に対応する費用を除きます。)ならびに代替として一時的に使用する仮設物の設置費用(付随する土地の賃借費用を含みます。)および撤去費用	100%	1事故・ 保険期間中 500万円	
f. その他事故対応費用	次のアからコの費用をいいます。ただし、a～e、g、p.8「訴訟対応費用」を除きます。 ア. 人件費 セキュリティ事故に対応するために直接必要な記名被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用 イ. 交通費・宿泊費 セキュリティ事故に対応するために直接必要な記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 ウ. 通信費・コールセンター委託費用等 セキュリティ事故に対応するために直接必要な通信費もしくは説ひ状の作成費用または通信業務をコールセンター会社に委託する費用。ただし、エに規定するものを除きます。 エ. 個人情報漏えい通知費用 個人情報の漏えいまたはそのおそれが生じた場合において、被害者に対しその被害の発生状況等を知照するために直接必要な費用または被害者に対する通知書もしくは説ひ状の作成に直接必要な費用 オ. 広告費用 新聞・テレビ等のマスメディアを通じてセキュリティ事故に関する説明または謝罪を行うために支出する費用(説明または謝罪を行うためのコンサルティング費用を含みます。)、ただし、広告費用以外のその他事故対応費用に該当するものを除きます	100%	—	



Webでの加入(更新)手続きではなく、紙で加入(更新)手続きしたい場合はどうすればよいですか。

手続きを中止(中断)したいです。今入力したものを保存しておき再開したいのですが、どうすればよいですか。

申込み内容を誤って入力したため、変更したいです。どうすればよいですか。

過積載の場合は、設備容量はどうすればよいですか？

A4 過積載の場合はパワコンの出力でご申告ください。

「加入者さま専用ページ」にアクセスするにはどうすればよいですか。

「加入者さま専用ページ」のログインに必要なIDとパスワードを知りたいです。どうすればよいですか。

加入者証が届きませんがどうすればよいですか。

太陽発電設備のある敷地にて、草刈り作業を行っていたところ、小石が飛んで通行人が怪我をした場合は補償対象となりますか？

A8 太陽光発電事業に起因する賠償責任となりますので、対象となります。また、賠償請求を受けて、訴訟や示談交渉において弁護士等に相談した争訟費用も補償の対象となります。(ただし、争訟費用は保険会社の事前同意が必要となります。)

修理費用は対象とならないのですか？

A10 太陽光発電設備の取りこわし費用のほか、取片づけ清掃費用および搬出費用、廃棄処分を行う費用が補償されます。発電事業の縮小や廃止が前提であれば、損壊した太陽光パネルだけでなく、太陽光発電システム関連設備（例えば、パワーコンディショナー、架台、フェンス等）の廃棄費用についても支払限度額を上限にお支払いします。

②訴訟対応費用

※ 詳細は、団体代表者にお渡ししている保険約款をご確認ください。

※この保険では、次の事由による損害等に対しては、保険金をお支払いできません。
 ※ここでは主な場合のみを記載しています。詳細は、団体代表者にお渡ししている保険約款をご確認ください。

記名被保険者の役員に対してなされた株主代表訴訟による損害賠償請求 記名被保険者の直接の管理下にない電気、ガス、水道、熱供給、遠距離通信、電話、インターネット、電報等のインフラストラクチャーの供給停止または障害

8

等

2026年度	保険開始日	募集締切日
新規加入	2026年12月1日 午後4時	2026年11月20日(金) ^(※1)
中途加入	2027年1月1日 午後4時～2027年10月1日 午後4時	毎月20日、翌1日補償開始 ^{(※1)(※2)}

ご注意ください!

※1 2026年9月30日までにWebでのお申し込み手続きをし振替口座を登録された場合、保険料は2026年11月27日(金)に口座引き落としされます。2026年10月1日以降にお申し込み手続きをした場合は、保険料を指定口座へお振込みください。指定口座はお申し込み受付完了メールをご確認ください。
 ※2 システムメンテナンスや土日祝日等により募集締切日は月によって異なりますのでご注意ください。
 ※期限を過ぎてもお振込みがない場合、お申し込みは無効となります。

① お申し込みサイトへアクセス

以下のお申し込みサイトへアクセスしてください。

<https://www.web-tac.co.jp/solar>

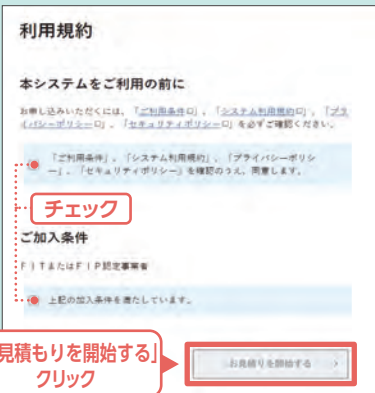


トップページ



クリック

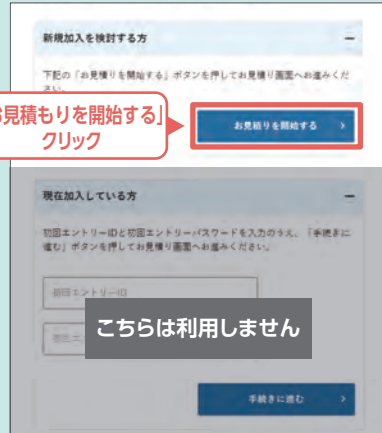
利用規約



チェック

「お見積りを開始する」
クリック

試算区分選択



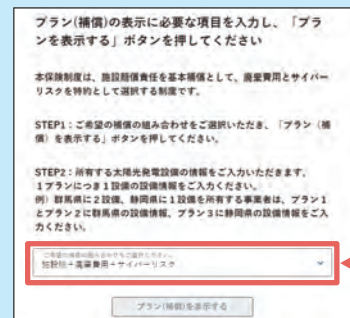
「お見積りを開始する」
クリック

こちらは利用しません

② 商品選択・試算へ

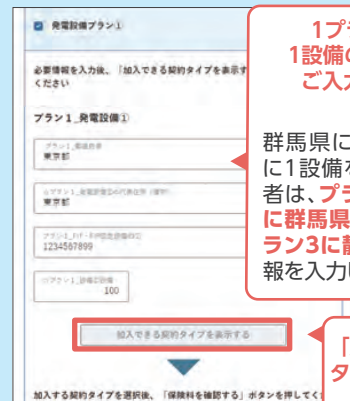
② 商品選択・試算

商品選択・試算



ご希望の
補償内容の
組み合わせを
選択

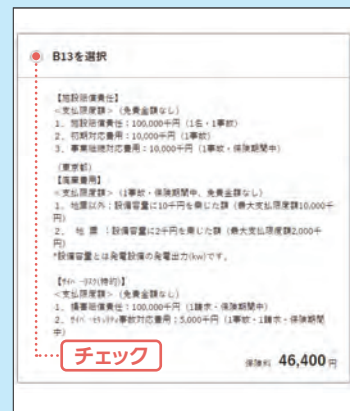
プラン



1プランにつき
1設備の設備情報
をご入力ください。

群馬県に2設備、静岡県
に1設備を所有する事業
者は、**プラン1とプラン2**
に群馬県の設備情報、**プラン3**
に静岡県の設備情報
を入力してください。

「加入できる契約
タイプを表示する」
クリック



チェック



「お手続きを開始する」
クリック

③ ご本人確認へ

③ ご本人確認・ご契約 者様(お手続き者様)のご決定

ご本人確認

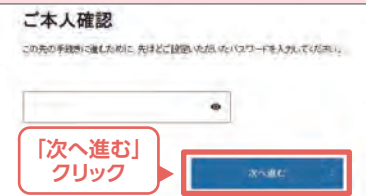


「送信する」
クリック



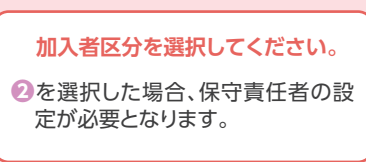
ご登録メールアドレスへ
手続きURLを送信
URLをクリック
※URLの有効時間は1時間

ご本人確認

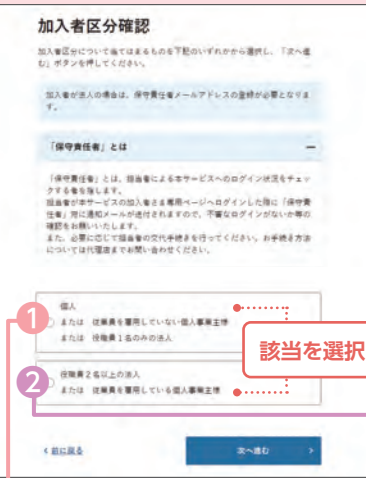


「次へ進む」
クリック

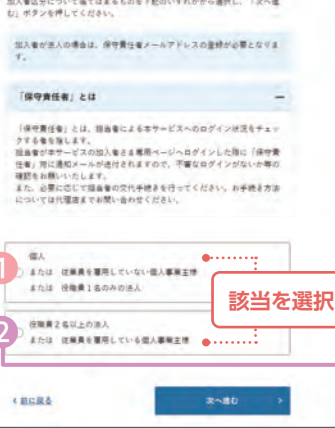
加入者区分



加入者区分を選択してください。
②を選択した場合、保守責任者の設定が必要となります。



加入者区分確認



該当を選択

④ ご加入者情報入力へ

④ ご加入者様情報のご入力・お手続き完了

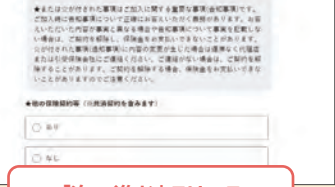
ご加入者情報・告知事項



ご加入者情報



告知事項



「次へ進む」
クリック

お申し込み内容確認



重要事項説明書のご確認



「この内容で申し込む」
クリック

振替口座の登録
※2026年10月1日以降にお申し込み手続きをした場合は、次年度用(2027年度)の振替口座登録となります。

- 個人口座
→ WEBで登録 or 口座振替依頼書(用紙)で登録
- 法人口座・屋号付き口座
→ 口座振替依頼書(用紙)で登録



銀行
サイト
手続き

お申し込み受付完了

2026年9月30日までに
お申し込み手続きをした場合
保険料は2026年11月27日に口座引き落とし
されます。紙の口座振替依頼書で登録する
場合は、2026年10月2日までに提出くだ
さい。

2026年10月1日以降に
お申し込み手続きをした場合
保険料を指定口座へお振込みください。お申
込受付完了メール記載の指定口座へ期日ま
でに保険料をお支払いください。

※お振込み手数料は加入者様負担となります。

※お振込み手数料は加入者様負担となります。

※加入者証はお振込み後、10日後を目途に加入者さま
専用ページでご確認いただくことが可能です。

加入者さま専用ページログインURL
<https://dantai-pf.tokiomarine-e.jp/app/myp/P000005/nxGoOxlLDZ/login>



Webでのお申込み方法 (手続きフロー)

13

年間保険料(設備容量1kWあたり)

■ 施設賠償責任(基本補償)		保険料は設備容量(kW)に比例します。(単位：円)
全国共通	100	

■ 廃棄費用(オプション)

保険料は設備容量(kW)に比例します。(単位：円)

北海道	175	富山県	269	岡山県	188
青森県	207	石川県	254	広島県	174
岩手県	215	福井県	270	山口県	162
宮城県	216	長野県	247	徳島県	238
秋田県	209	岐阜県	273	香川県	173
山形県	211	静岡県	290	愛媛県	170
福島県	205	愛知県	272	高知県	233
茨城県	231	三重県	335	福岡県	227
栃木県	220	滋賀県	301	佐賀県	235
群馬県	223	京都府	322	長崎県	217
埼玉県	257	大阪府	335	熊本県	235
千葉県	232	兵庫県	299	大分県	223
東京都	244	奈良県	301	宮崎県	240
神奈川県	223	和歌山県	328	鹿児島県	220
新潟県	269	鳥取県	175	沖縄県	215
山梨県	264	島根県	174		

■ サイバーリスク(オプション)		保険料は設備容量(kW)に比例します。(単位：円)
全国共通	124	

※過積載の場合は、設備容量=パワコンの出力となります。

年間保険料例

都道府県	設備容量(kW)	施設賠償責任 (基本補償) 保険料単価	廃棄費用 (オプション) 保険料単価	サイバーリスク (オプション) 保険料単価
熊本	A 50	B 100	C 235	D 124

A × (B + C + D) = 年間合計保険料 22,950

中途加入保険料(設備容量1kWあたり)

補償期間	2026年 12月1日～	2027年 1月1日～	2027年 2月1日～	2027年 3月1日～	2027年 4月1日～	2027年 5月1日～	2027年 6月1日～	2027年 7月1日～	2027年 8月1日～	2027年 9月1日～	2027年 10月1日～
加入締切日	2026年 11月20日	2026年 12月20日	2027年 1月20日	2027年 2月20日	2027年 3月20日	2027年 4月20日	2027年 5月20日	2027年 6月20日	2027年 7月20日	2027年 8月20日	2027年 9月20日

■ 施設賠償責任(基本補償)		保険料は設備容量(kW)に比例します。価(単位：円)									
全国共通	100	90	80	80	70	60	50	40	30	30	20

■ 廃棄費用(オプション)

保険料は設備容量(kW)に比例します。(単位：円)

北海道	175	160	146	131	117	102	88	73	58	44	29
青森県	207	190	173	155	138	121	104	86	69	52	35
岩手県	215	197	179	161	143	125	108	90	72	54	36
宮城県	216	198	180	162	144	126	108	90	72	54	36
秋田県	209	192	174	157	139	122	105	87	70	52	35
山形県	211	193	176	158	141	123	106	88	70	53	35
福島県	205	188	171	154	137	120	103	85	68	51	34
茨城県	231	212	193	173	154	135	116	96	77	58	39
栃木県	220	202	183	165	147	128	110	92	73	55	37
群馬県	223	204	186	167	149	130	112	93	74	56	37
埼玉県	257	236	214	193	171	150	129	107	86	64	43
千葉県	232	213	193	174	155	135	116	97	77	58	39
東京都	244	224	203	183	163	142	122	102	81	61	41
神奈川県	223	204	186	167	149	130	112	93	74	56	37
新潟県	269	247	224	202	179	157	135	112	90	67	45
山梨県	264	242	220	198	176	154	132	110	88	66	44
富山県	269	247	224	202	179	157	135	112	90	67	45
石川県	254	233	212	191	169	148	127	106	85	64	42
福井県	270	248	225	203	180	158	135	113	90	68	45
長野県	247	226	206	185	165	144	124	103	82	62	41
岐阜県	273	250	228	205	182	159	137	114	91	68	46
静岡県	290	266	242	218	193	169	145	121	97	73	48
愛知県	272	249	227	204	181	159	136	113	91	68	45
三重県	335	307	279	251	223	195	168	140	112	84	56
滋賀県	301	276	251	226	201	176	151	125	100	75	50
京都府	322	295	268	242	215	188	161	134	107	81	54
大阪府	335	307	279	251	223	195	168	140	112	84	56
兵庫県	299	274	249	224	199	174	150	125	100	75	50
奈良県	301	276	251	226	201	176	151	125	100	75	50
和歌山県	328	301	273	246	219	191	164	137	109	82	55
鳥取県	175	160	146	131	117	102	88	73	58	44	29
島根県	174	160	145	131	116	102	87	73	58	44	29
岡山県	188	172	157	141	125	110	94	78	63	47	31
広島県	174	160	145	131	116	102	87	73	58	44	29
山口県	162	149	135	122	108	95	81	68	54	41	27
徳島県	238	218	198	179	159	139	119	99	79	60	40
香川県	173	159	144	130	115	101	87	72	58	43	29
愛媛県	170	156	142	128	113	99	85	71	57	43	28
高知県	233	214	194	175	155	136	117	97	78	58	39
福岡県	227	208	189	170	151	132	114	95	76	57	38
佐賀県	235	215	196	176	157	137	118	98	78	59	39
長崎県	217	199	181	163	145	127	109	90	72	54	36
熊本県	235	215	196	176	157	137	118	98	78	59	39
大分県	223	204	186	167	149	130	112	93	74	56	37
宮崎県	240	220	200	180	160	140	120	100	80	60	40
鹿児島県	220	202	183	165	147	128	110	92	73	55	37
沖縄県	215	197	179	161	143	125	108	90	72	54	36

■ サイバーリスク(オプション)		保険料は設備容量(kW)に比例します。(単位：円)									
全国共通	124	110	100	90	80	70	60	50	40	30	20

MEMO

Dotted lines for writing.

MEMO

Dotted lines for writing.

ご加入にあたってのご注意点

もし事故が起きたときは

<動産総合保険・施設賠償責任保険>

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面でご加入の代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。

<サイバーリスク保険>

●サイバーセキュリティ事故対応費用(訴訟対応費用、緊急対応費用を除く)
ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となる偶然な事故を発見したときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、事故発見の日時、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。なお、保険金請求にあたって攻撃内容やインシデントの詳細等の情報のご提出が必要となります。

●緊急対応費用

サイバー攻撃が疑われる突発的な事象を被保険者が最初に発見した日の翌日から30日以内、かつ、被保険者が緊急対応費用を負担する(支払が未済であっても業者に発注・依頼済みの場合を含みます。)より前に、引受保険会社(東京海上日動の緊急時ホットラインサービスを含みます。)にその事象の発生についてご連絡ください。ご連絡がない場合は、その事象を最初に発見した日の翌日から30日以内に生じた費用のみ補償対象となります。なお、保険金請求にあたってはサイバー攻撃が疑われる突発的な事象の発生を客観的に示す情報のご提出が必要となります。

●上記以外

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。なお、保険金請求にあたって攻撃内容やインシデントの詳細等の情報のご提出が必要となります。

●共通

保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。

ご加入者と被保険者が異なる場合

ご加入者と被保険者が異なる場合は、このご案内の内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

示談交渉サービスは行いません

この保険には、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。事故が発生した場合は、被保険者ご自身が、保険会社の担当部署からの助言に基づき被害者の方との示談交渉を進めていただくことになりますので、ご承知置ください。

また、保険会社の承認を得ずに被保険者側で示談締結をされたときは、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

保険金請求の際のご注意

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済した金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金をご請求いただくことができます(保険法第22条第2項)。このため、引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

告知義務

加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。※代理店には、告知受領権があります。

この保険は、一般社団法人太陽光発電協会の契約者とし、FIT認定またはFIP認定事業者を記名被保険者とする動産総合保険、施設賠償責任保険、サイバーリスク保険の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は団体契約者が有します。

このご案内書は、施設賠償責任保険、動産総合保険、サイバーリスク保険およびこれに付帯する特約条項の概要を紹介したものです。動産総合保険、施設賠償責任保険、サイバーリスク保険に関するすべての事項を記載しているものではありません。詳細につきましては、引受保険会社からご契約者である団体の代表者にお渡ししております保険約款および付帯する特約条項をご確認ください。保険約款等の内容の確認をご希望される場合は、団体までご請求ください。また、保険金のお支払条件・ご加入手続き、その他、ご不明な点がございましたら、ご遠慮なく代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

補償の重複に関するご注意

補償内容が同様の保険契約(特約条項や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

通知義務

<動産総合保険・施設賠償責任保険>

ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、遅滞なくご加入の代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡がない場合は、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

<サイバーリスク保険>

ご契約後に加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じることが判明した場合は、すみやかにご契約の代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また、変更の内容によってご契約を解除することがあります。通知義務の対象ではありませんが、ご契約者の住所等を変更した場合にも、ご契約の代理店または引受保険会社にご連絡ください。

ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- (1)ご加入時にご契約者または被保険者に詐欺または強迫の行為があった場合は、引受保険会社はご加入を取り消すことができます。
- (2)ご加入時にご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもっていた場合は、ご加入は無効になります。
- (3)以下に該当する場合は、引受保険会社はご契約を解除することができます。この場合は、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

- ・ご契約者または被保険者が引受保険会社にご加入した際の保険契約に基づく保険金を支払うことを目的として損害を生じさせた場合
- ・ご契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者に詐欺の行為があった場合

等

他の保険契約等がある場合

この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

<動産総合保険>

他の保険契約等から支払われる保険金の額を控除した残額を損害の額とみなして保険金を支払います。

<施設賠償責任保険・サイバーリスク保険>

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合

他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合

損害の額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

代理店の業務

代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、引受保険会社代理店と有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本人、外国法人

(※)またはマンション管理組合である場合は、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。

(※)保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているものうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

(※)外国法人については、日本における営業所等が締結した契約に限りします。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

03-4332-5241 (全国共通)

受付時間: 午前9時15分～午後5時
(土日祝・年末・年始を除きます。)

【幹事代理店】

東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社

東京都中央区新川1-8-6 秩父ビルディング6階

TEL: 03-4332-4010(平日 9:00～17:00)

MAIL: solar@web-tac.co.jp

【引受保険会社】

東京海上日動火災保険株式会社

広域法人部 法人第二課

東京都千代田区三番町6-4

TEL: 03-3515-4153

2026年8月作成 26TC-001258